

2016 年 10 月 12 日

各単組委員長、担当者 様

日本食品関連産業労働組合総連合会

事務局長 山本 健二

政策局長 栗田 博

日頃のご活動に敬意を表します。

さて、国は食品廃棄物の不正転売事案を受けて、9月8日に「食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項の改定等について」(答申案)をまとめました。10月14日に食料・農業・農村政策審議会食料産業部会にて本答申案が審議され、今後パブリックコメントが求められます。

改めて自社における食品廃棄物の排出者責任や食の安全・安心に向けた社会的責任などについて、労使で確認し、対策について協議をしていただき、要望があればフード連合にお知らせください。政策情報 No. 1 ではその内容についてお知らせ致します。

フード連合／政策情報 No.1

10月14日 食品廃棄物の不適正な転売防止対策の強化に向けて
答申案・ガイドライン案が審議されます。

1. 本答申案について

環境省は、食品廃棄物の不正転売事案を受けて3月に現時点で対応可能な再発防止策(以下「再発防止策」という。)をとりまとめ、電子マニフェストの機能強化、廃棄物処理業者に係る対策として監視体制の強化等、排出事業者に係る対策として食品廃棄物の転売防止対策の強化に取り組むとしています。

食品廃棄物の転売防止対策の強化については、上記再発防止策において、食品リサイクル法における食品関連事業者が取り組むべき指針(判断基準省令)の見直しの検討が盛り込まれています。そこで、食品廃棄物の不正転売防止のための措置に関するガイドラインの策定と併せて、答申を行うことになりました。

答申案では、とりわけ食品廃棄物の引き渡し時における転売防止対策として、不適正な転売のリスクが相対的に高い場合には、通常の業務管理に加え、以下のような取り組みを柔軟に選択し、実効的かつ継続的なかたちで取り組みを実施するとしています。

- ・ 包装の除去や破砕、食用でないことを示す。
- ・ 食品廃棄物の再生利用施設の搬入には、食品関連業者が立ち会い、目視で確認する。

フード連合は、上記の取り組みが過度な負担にならずに、確実に不正転売防止ができるように実効性のある措置を求めていきます。詳細については、添付の答申案とガイドライン案(<http://www.env.go.jp/council/03recycle/y031-15/mat02-1.pdf>)をご覧ください。

2. 今後の予定とフード連合の対応

今後の予定は、秋頃に食品リサイクル法判断基準省令改正案へのパブリックコメント、年内に食品リサイクル法判断基準省令の改正、ガイドラインの公表となっています。

廃棄食品の横流し等の不祥事を契機として、食品産業への安全・安心への信頼や事業者の排出者責任などが問われています。フード連合は、食品産業の信頼と再発防止に向けて、連合や政策顧問を通じて意見反映していきます。

以上